

令和2年(2020年)意匠判決の概要(梅澤修) (アンダーラインは筆者記入)  
(『知的財産権法質疑応答集』追録421～(第一法規)より)

1. 大阪地判令和2年5月28日〔データ記憶機〕平成30(ワ)6029意匠権侵害差止等請求事件, 請求認容(3528万1382円), 意匠法23条, 37条, 38条1号, 39条2項, 3項

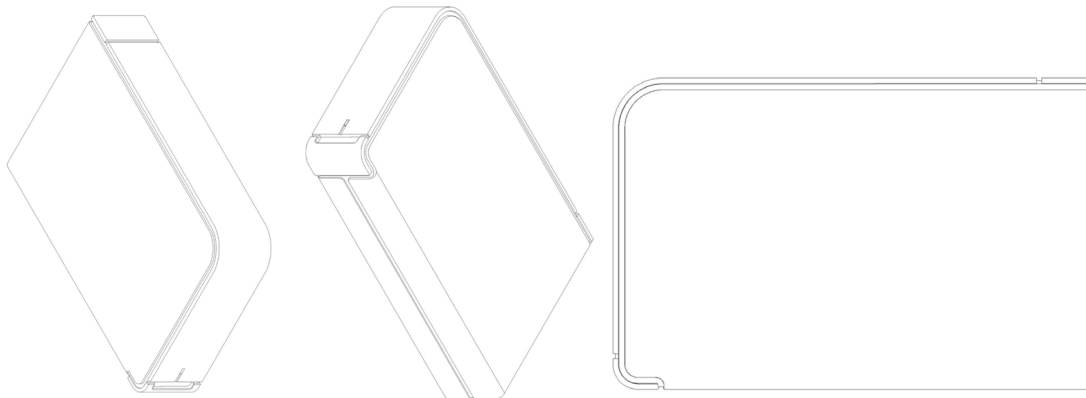
【概要】本件は, 意匠に係る物品を「データ記憶機」とする意匠権を有する原告が, 被告製品データ記憶機, 及び, そのケースの意匠は本件意匠に類似するなどとして, 被告製品の製造, 販売等の差止め等と損害賠償金等の支払を求める事案であり, 請求が一部認容された。

類否判断の一般論における, 要部認定について「意匠に係る物品の用途や使用態様, 公知意匠等を参酌して, 需要者の最も注意を惹きやすい部分, すなわち要部を把握(する)」と述べる。通説としては, 「意匠に係る物品の性質, 用途, 使用形態, 公知意匠にはない新規な創作部分の有無等を参酌して, 需要者の注意を惹きやすい部分を把握」するとされているが, 本判決は, 「新規な創作部分の有無」を除いている点が注目される。

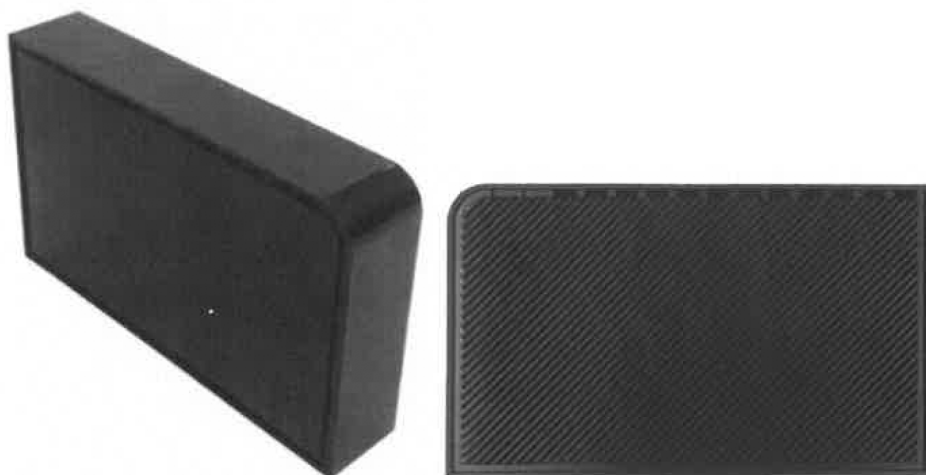
具体的な類否判断では, 「…乙1意匠～乙6意匠は, 本件意匠の要部を検討するに当たり, 本件意匠に先行するものとして考慮すべき公知の意匠ということとはできない。」として, 公知意匠については全く参酌していない。本件意匠については, 「意匠に係る物品の用途や使用状態」のみを参酌して要部を認定している。需要者は「公知意匠にはない新規な創作部分」に注意を惹かれるものであり, 公知意匠の参酌によって「新規な創作部分の有無」について検討する必要があると思われるが, この点について全く考慮しない判断手法が注目される。

「被告製品のケース」については, 「ケースにすぎないから, データ記憶機と同一又は類似する物品と認めることはできない」とするが, 「被告製品のケースの製造, 譲渡については, 本件意匠権の間接侵害(意匠法38条1号)」を認めている。しかし, データ記憶機の外観として視認できるのはケースの外観だけであり, 類似物品と認める余地があったのではなかろうか。高田忠『意匠』138頁は, 「部品は原則として非類似物品と見るのであるが, 完成品の主要部分をなしているようなものは類似物品と見ることもある(例えば乳母車の車体と乳母車, ラジオ受信機とラジオ受信機用キャビネット)。」と述べる。本件では, 「ケースにすぎない」こと, すなわち記憶機能がないから非類似物品であるという, シンプルな理由が述べられただけで終わっている。結論としては同じ侵害となるからあまりこだわりがなかったのかもしれない。

【本件登録意匠第1409214号】



【被告製品4】



2. 大阪高判令和2年7月31日〔トレーニング機器〕 令和2(ネ)211 意匠権侵害差止等請求控訴事件 (原審 大阪地方裁判所平成29(ワ)5108), 控訴棄却 (非類似), 意匠法23条

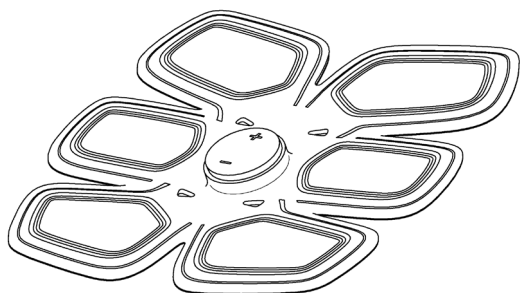
【概要】本件は、意匠権を有する控訴人が、被控訴人が被告商品を製造・販売する行為は、意匠権の侵害に当たると主張して、その製造・販売等の差止等を求めた事案で、原審は請求をいずれも棄却したため、これを不服として控訴したが、控訴が棄却されたものである。

類否判断の一般論として、原審では、「要部認定の意義」について、「被告意匠が本件意匠に類似するかは、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて判断すべきものであることは前述のとおりであるから、まず、意匠に係る物品の需要者を想定し、物品の性質、用途、使用態様を前提に、需要者に生じる美感が類似するか相違するかを検討すべきこととなる。」と述べ、公知意匠の参酌等については積極的に考慮されていなかったが、本判決では、「侵害訴訟において意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の最も注意を引きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠が、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要であるというべきである。」と述べる点が注目される。(上記、大阪地判令和2年5月28日〔データ記憶機〕平成30(ワ)6029も「新規な創作部分の存否等を参酌」について述べていない。)

また、「需要者の最も注意を引きやすい部分を意匠の要部としてとらえるべきところ、控訴人が主張するように、本件意匠のうち、円形の電池部を中心に6枚の패드片を左右対称2列3段に配置するという形態が、新規な創作部分であり、要部であるとしたら、その패드片の形状や패드片の結合状態、패드片を区切る切込みの形状や深さについても、需要者の注意が注がれるのは当然といえる」と述べ、基本的構成態様のみならず、その具体的構成態様にも「需要者の注意が注がれる」としている点が注目される。

【本件登録意匠第1536247号】

【被告意匠(第1593189号)】



### 3. 東京地判令和2年8月27日〔自動精算機〕令和元（ワ）16017 意匠権侵害行為差止請求事件，請求棄却（非類似），意匠法23条

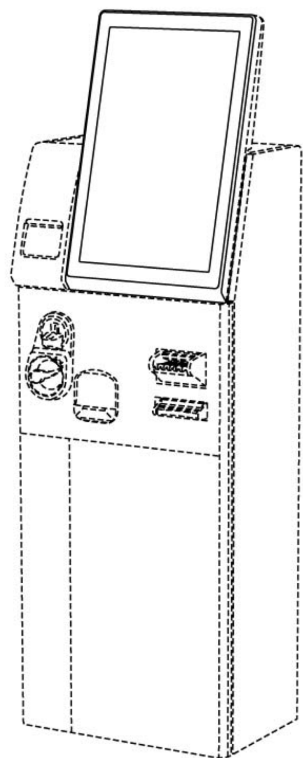
【概要】本件は，自動精算機のタッチパネル部分に係る意匠権を有する原告が，被告製品の販売等が本件意匠権を侵害するとし，その販売等の差止等を求める事案である。被告意匠は本件意匠に類似しないと判断され，原告の請求はいずれも棄却された。

本判決は，通説的な類否判断基準により，本件部分意匠の要部を認定し，実線で表されたタッチパネル部分の形状等のうち，「具体的構成態様C，Dは，本件意匠においては，本件図面において実線で示されている部分の中では一定の大きさを占めているといえるものでもあり，注意を惹きやすい部分である」と述べる。これは，本件部分意匠の構成である実線部分の形状等のうち，その一部の形状等（具体的構成態様C，D）を本件部分意匠の要部と認定したものである。

破線で示された形状等は，両意匠の構成態様としては認定されていないが，「本件意匠に係る物品は自動精算機であり，本件意匠はその部分の意匠（部分意匠）であるところ，部分意匠の物品全体との関係での位置，大きさ，範囲（以下，「位置等」ということがある。）の違いが，当該部分意匠の美感に影響を及ぼす場合があり得る」と述べる。部分意匠の認定及び類否判断の考え方として注目される点である。

【本件登録意匠第 1556717 号】

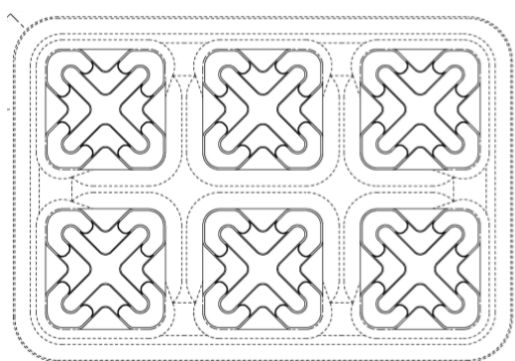
【被告製品写真】



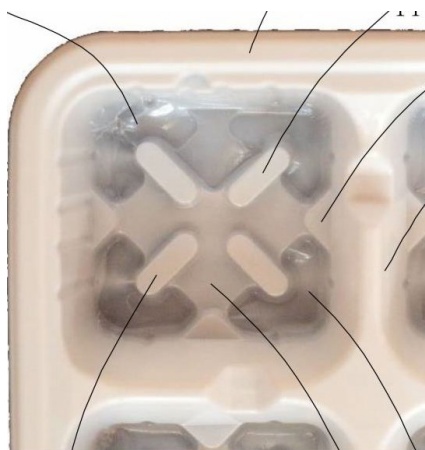
4. 大阪高判令和2年10月30日「食品包装用容器」令和元（ネ）2739 損害賠償請求控訴事件，令和元（ネ）2765 同附帯控訴事件，控訴棄却（原審 大阪地方裁判所平成30（ワ）2439），意匠法23条，39条1項，民法709条

【概要】本件は，意匠権（意匠登録第1297087号）を有する原告が，被告らが，本件意匠と類似する意匠を用いて被告製品を製造・販売したとして，意匠権侵害に基づく意匠法39条，民法709条による損害賠償等を請求したものであり，原審は請求を一部認容し，これを不服とする被告が控訴したものであり，控訴は棄却された。

【本件登録意匠】



【被告意匠】



5. 東京地判令和2年11月30日〔組立家屋〕平成30(ワ)26166, 意匠権侵害差止損害賠償請求事件, 一部認容(85万1238円), 意匠法23条, 37条, 39条2項

【概要】本件は、(1)本件意匠権(意匠登録第1571668号)を有する原告が、「被告による別紙被告製品目録1記載の建物(被告製品1)」の製造等が本件意匠権を侵害するとして、被告製品1の製造等の差止め等を求めるとともに、(2)「原告が販売する別紙原告製品目録記載1ないし3の建物の備える形態」が原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているとした上で、被告が「別紙被告製品目録2記載の建物(被告製品2)」を製造等する行為は、不競法2条1項1号の不正競争に該当するとして、被告製品2の製造等の差止め等を求め、(3)さらに、損害賠償等を請求する事案であり、意匠権に係る請求が一部認められた。

本件意匠は部分意匠であり、部分意匠に関する説示が注目される。部分意匠の類否判断については、一般論として、「登録意匠と対比すべき相手方の製品に係る意匠とが類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う(意匠法24条2項)ものとされており、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途及び使用態様、公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者ないし需要者の最も注意をひきやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠とが、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを重視して、観察を行うべきである。このことは、部分意匠においても異なるものではない」と述べる。

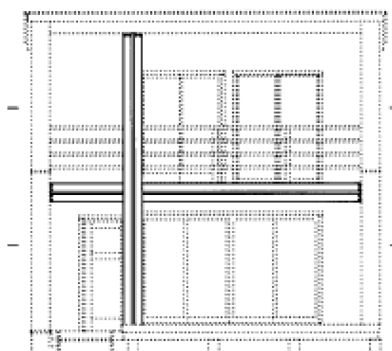
「被告各建物の意匠」と「被告意匠」の認定がやや曖昧であるが、本件意匠と被告意匠は、意匠に係る物品が「組立て家屋」で同一であり、形状が類似することから、被告意匠は本件意匠に類似すると判断された。なお、「被告各建物」は、その実際の「建築工程等に照らし」組立て家屋に該当すると認められるが、建築工程が特定されていない「被告製品1」についても、「被告各建物はいずれも被告製品1の構成態様を備えているから、被告製品1についても、同様に、動産的に取り扱うことができる建物と認められる」と判断している点が注目される。

意匠法39条2項の「利益」については、「本件意匠は部分意匠であり、…本件意匠の上記販売利益に対して寄与していない部分については、上記の推定が覆滅される。」とされ、「諸事情を総合すれば、本件意匠が被告の利益に与えた寄与度は10パーセントと認めるのが相当」と述べる。また、差止めについては、「本件意匠権は組立て家屋である建物の正面視に関する部分意匠ではあるが、当該部分意匠の実施部分を含む建物の正面は、建物の全体と一体をなすものであるから、本件意匠権を侵害する建物の全体について、製造、販売等の差止めをする必要性がある」としている。

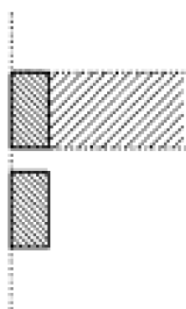
### 【本件登録意匠第1571668号】

「本件意匠は、組立て家屋のうち、その正面において梁部及び柱部により形成されるもので、別紙本件意匠公報の【図面】の実線で表された部分に係る部分意匠である。」なお、原告は、「(別紙)本件意匠目録」として、本件意匠の構成態様を認定した目録を提出している。判決では、「本件意匠は、別紙本件意匠目録記載のとおり構成態様を有している」と認定する。

【正面図】



【梁部の拡大断面図】



【被告各建物】被告は、3件の物件（H土地及びH建物、I土地及びI建物、J土地及びJ建物）を製造・販売等していた。「当事者の主張」（原告の主張）によれば、「被告各建物の構成のうち本件意匠に相当する部分は、別紙被告製品目録1記載の基本的構成態様及び具体的構成態様からなる（以下、この部分を「被告意匠」という。）。」とされている。「被告意匠の構成態様を有する被告各建物のうち、J建物については、上記縦棒が左寄りに形成され」、「H建物及びI建物については、上記縦棒が右寄りに形成されている」。

【被告製品1】被告製品1は、「(別紙)被告製品目録1」に記載された、「次の基本的構成態様及び具体的構成態様を有する建物（一例として、正面視において後記参考画像甲又は乙の形状を示すもの）」である。構成態様の記載は、「柱部は、家屋の中心からやや右又は左に外れた位置に形成され」の記載以外は、「(別紙)本件意匠目録」と同一である。

参考画像甲



参考画像乙（甲を左右反転したもの）

